

畜産農家 各位

大崎市長 伊藤 康志  
(公印省略)

東京電力福島第一原発事故発生後（平成23年3月11日以降）に収集した  
稲わら・麦わらの利用自粛について（通知）

日頃より本市の畜産振興につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、福島県南相馬市から東京都に出荷された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。原因は原発事故後にほ場から収集された稲わらを給与していたこととされており、宮城県で急遽、原発事故発生以降に収集された稲わらの放射性物質を調査したところ、県内でも暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出されております。また、県内で収集され県外へ販売された稲わらからも高濃度の放射性セシウムが検出されております。

このため、畜産物の安全確保のため、原発事故後（平成23年3月11日以降）に収集された稲わら・麦わらについて、牛（乳用牛・肥育牛・繁殖牛・育成牛）への飼料としての給与及び敷料としての利用を自粛するよう宮城県より要請がありましたので、対応方をお願い申し上げます。

尚、今後も情報を共有している宮城県、大崎市、貴殿が所属する JA や酪農協等に、随時最新情報を確認いただき、ご対応いただきたくお願い申し上げます。不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

記

対象家畜	<u>原発事故後に収集された</u> 稲わら・麦わら
すべての牛 (乳用牛, 肥育牛, 繁殖牛, 育成牛)	飼料として給与しない 敷料として利用しない

※原発事故発生前に収集されたもの（牧草を含む）であっても、ラップやシートで被覆せず屋外に放置されていたものは、同様の扱いとなります。

【損害賠償について】

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく損害賠償に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料等の購入伝票・領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管してください。なお、6月13日に JA 宮城中央会、JA 及び酪農協等で構成する「JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会」が設立されております。今後については、所属する各 JA 及び酪農協等へご相談ください。

担当 産業経済部農林振興課 農業経営係  
係長 安部祐輝 主査 福原貴之  
TEL 0229-23-7090 FAX 0229-23-7578  
e-mail nourin@city.osaki.miyagi.jp

平成23年7月

宮 城 県

## 畜産農家の皆様へ

### 原発事故発生後（平成23年3月11日以降）に収集した 稲わら・麦わらについて

先日、福島県南相馬市から東京都に出荷された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、原因は、原発事故後に収集された稲わらを給与していたこととされています。

本県でも、原発事故後に収集された稲わらがあり調査したところ、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されました。

加えて、県内で収集され県外に販売された稲わらからも高濃度の放射性セシウムが検出されています。

このような状況を受け、本県畜産物の安全性確保のため、国の指示を踏まえ、原発事故後に収集された稲わら・麦わらについては、下記のとおり使用を自粛するようお願いいたします。

#### 記

対象家畜	原発事故後に収集された 稲わら・麦わら
すべての牛 (乳用牛, 肥育牛, 繁殖牛, 育成牛)	飼料として給与しない 敷料として利用しない

なお、原発事故前に収集されたもの（牧草を含む）であっても、ラップやシートで被覆せず屋外に放置されていたものは、同様の扱いとなります。

裏面もあります

■粗飼料（乾牧草・わら）は屋内で保管してください。屋外に置く場合は、ラップやシートで被覆し風雨にさらされることのないようにしてください。

■繁殖牛や育成牛まで給与自粛の対象としたことについて

繁殖牛及び育成牛の暫定許容値は5000ベクレル/kgであり、県内で調査した3点の稲わらはこの値を下回っていたので、7月15日時点では、繁殖牛及び育成牛までの給与自粛は必要ないと判断しました。

ところがその後、県内で収集され県外に出荷された稲わらから5000ベクレル/kgを超える放射性セシウムが検出されたとの情報が入りました。放射性物質の汚染は、不適切な保管（被覆せず屋外に放置等）も原因となるので、県内のほ場収集段階で高濃度に汚染されたとは断定できません。

しかし、現状では5000ベクレル/kgを超える稲わらの存在を否定できないことから、畜産物の安全性を確保するため、繁殖牛や育成牛を含めたすべての牛を給与自粛の対象といたしました。

■麦わらが新たに自粛対象に加わったことについて

農水省の指示によります。

同じわらであること。さらに、牧草は放射性物質を調査していますが、麦わらは調査していないので、安全性確保のため自粛としたものです。

問い合わせ先

大河原家畜保健衛生所 指導班	電話	0224-53-2513
仙台家畜保健衛生所 指導班	電話	022-257-0921
北部家畜保健衛生所 指導班	電話	0229-91-0729
栗原地域事務所 畜産振興班	電話	0228-22-2487
東部家畜保健衛生所 指導班	電話	0220-22-2349
東部地方振興事務所 畜産振興班	電話	0225-95-1438

農林水産部畜産課

(損害賠償)	企画管理班	電話	022-211-2851
(自粛要請)	草地飼料班	電話	022-211-2852
(廃用牛)	生産振興班	電話	022-211-2853
(飼料安全)	衛生安全班	電話	022-211-2854